

令和2年12月15日

発言者	発言要旨
島津委員	県内の消防団の状況はどうか。
消防救急課長	本県の今年4月1日時点の速報値になるが、消防団員数は23,971人である。この数は年々減少しており、10年前と比較し約2,100人程度減少している。
島津委員	消防団員に対する支援に係る取組状況はどうか。
消防救急課長	<p>県では加入促進に向けた支援として、広報啓発活動を実施するほか、山形消防団応援事業として、消防団カードを消防団員に配付し、登録している店舗等において割引サービスが受けられる取組を実施しており、現在、387店舗が登録されている。</p> <p>また、サラリーマン等が消防団員として活動することが多くなり、消防団員を確保するためには、雇用者の理解が不可欠であることから、消防団への入団や訓練及び災害現場への出動等について、積極的に協力していただいている事業所を消防団協力事業所として認定し、入札等における加点等の優遇措置を行っている。</p>
島津委員	消防団カードの配付方法はどうなっているのか。
消防救急課長	<p>市町村を通して、団員に配付する手続きをとっている。</p> <p>当該事業については平成28年から開始し、当初3年間という期限を設けた。今年度末に期限を迎えることから、来年度新たにカード作成し、改めて各市町村配付する見込みである。</p>
島津委員	独自のサービスを受けられる店舗を増やすための取組状況はどうか。
消防救急課長	消防団カードに登録している事業者を、ホームページに掲載をしている他、カードにはQRコードを付けてスマートフォン等でも確認できるようになっている。
島津委員	登録店舗を増やすためには市町村任せではなく、県も主体的に動くべきと考えるがどうか。
消防救急課長	事業開始当初はチラシを作成していたことから、更新にあわせて新たにチラシ作成を検討する他、商工会議所や商工会等との連携についても検討していきたい。
島津委員	消防団活動に対する報酬について、各市町村によっては分団に支払われる場合があり、団員個人に支払われるべきと考えるが、県はどのように考えるのか。
消防救急課長	<p>消防団については、消防組織法に基づき市町村が管理することから、その報酬や手当の支給等についても、市町村が行うことになっている。</p> <p>報酬等の支給方法について調査した結果、個人の口座に直接振込んでい</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>るのは7市町であり、それ以外は現金での支給や分団の口座への振込み、役職ごとに個人の口座、分団の口座に分けて振り込む場合等様々な支給状況であった。</p> <p>消防団員の報酬については、普通交付税で措置されており、年額報酬はその性格上、本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給するよう国から通知が出されていることから、県においても、市町村に対し同様の通知を発出している。</p> <p>11月に開催した県市町村防災対策連絡会議においても、報酬等の考え方について改めて国や県の考え方を説明し、支払い方法についての検討を依頼している。</p>
渋間副委員長	<p>消防活動に必要な備品、特に小型ポンプを運搬する軽トラックを用意できない分団に対する支援状況はどうか。</p>
消防救急課長	<p>消防活動用の装備についても市町村が整備を行っている。</p> <p>昨年4月1日時点で県内には消防ポンプ自動車209台、小型動力ポンプ積載車（赤い軽自動車若しくは乗用車に小型動力ポンプを載せたもの）約900台、小型動力ポンプ約900台が配備されている。</p> <p>小型動力ポンプの移動の際に、消防団員や一般の方が所有する軽トラックを借りて積み込み火災現場に出動するという状況があり、小型動力ポンプの整備台数の多い市町村への聞き取りでは、軽トラック所有者が減少している昨今では、その出動に苦慮していることから、小型動力ポンプ積載車を優先して活用するか、消防ポンプ積載車の整備を進める方向で検討しているとのことであった。</p> <p>この消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車の整備については、国の支援事業として、起債事業や消防庁からの無償貸付け等の事業がある。県からの支援は難しいが、これらの情報提供を実施し、消防団の装備充実を図っていきたい。</p>
渋間副委員長	<p>消防団における女性消防団員の数を増やしていくための取組状況はどうか。</p>
消防救急課長	<p>女性消防団員は4月1日時点で409人、10年前の312人から97人の増加である。</p> <p>女性消防団員を増やすための取組みについては、消防団の加入促進に向けて、女性や若者を対象に事業所等からの意見を聴きながら、広報用動画の作成による消防団の魅力を発信する事業を来年度予算に要求している。</p>
島津委員	<p>山形新幹線における携帯電話の不感区間の解消状況はどうか。</p>
ICT政策推進課長	<p>山形新幹線の不感区間については、12月20日に全ての工事が完了し不感解消になることがJR東日本から発表された。</p>
島津委員	<p>山形新幹線の利用拡大について、アフターコロナを踏まえどのように進めていくのか。</p>
鉄道機能強化主幹	<p>オンラインなどによる仕事の定着などにより、新幹線利用が減少することが見込まれるが、一方でワーケーションの動きなどもあり、新たな需要</p>

発 言 者	発 言 要 旨
島津委員	<p>を開拓していく必要があると考えている。</p> <p>また、11月にはJR東日本と連携し、ラ・フランスの山形新幹線による東京への輸送を実施した。このような取組みを通じて、山形新幹線の知名度を上げ、山形への送客を増やしていく取組みを実施していきたい。</p> <p>ワーケーションによる交流拡大を図るためには二次交通が不可欠と考えるがどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>二次交通ネットワークの柔軟かつ一体的な取組みとして、県内の路線バスやコミュニティバス等の全ての運行表や路線図をデジタル化する事業が今年度末までに完了し、インターネットやスマートフォンで一元的に検索できるようになる。</p> <p>また、来年度末までには、二次交通の軸である路線バスに対し、県内全域のバス路線で交通系ICカードを導入する事業を展開する。この交通系ICカードは、JR東日本のSuicaの機能を有するものを活用する予定であり、路線バスと鉄道の連携が加速することで、二次交通と併せ鉄道の利用促進も図っていきたい。</p>
青柳委員	<p>県における行政のオンライン化に向けた取組状況はどうか。</p>
行政改革課長	<p>Yamagata 幸せデジタル化構想を踏まえ、行政手続きのオンライン化のみならず、公共事業における設計等のデータ共有、教育、医療の分野を推進することとしている。</p> <p>オンライン申請を拡大していくためには、書面での提出、押印の手続きを見直す必要があり、現在、県民や事業者から県に提出される書類の現状調査を行い、その精査をしている。</p>
青柳委員	<p>行政のオンライン化により、県民の暮らしがどのように向上するのか。</p>
行政改革課長	<p>行政手続きのオンライン化による直接的なメリットとして、県民や事業者が、県機関の窓口に来庁することなく、いつでも申請等が可能になることで利便性の向上が図られ、新型コロナの感染防止にも繋がる。</p> <p>また、オンラインでの申請を進めるに当たり、添付書類の簡素化や省略化も進めていくことから、負担軽減にも繋がると考えられる。</p> <p>更に、間接的な効果として、行政側でも、オンラインを進めることで人的及び財政的な負担の軽減にも繋がることから、その軽減分を県民サービスの必要なところへ振り向けることで、県民へのサービス向上に繋がることになる。</p>
青柳委員	<p>次期行財政改革推進プラン（以下、「次期行革プラン」という。）における新型コロナへの対応はどのようになっているのか。</p>
行政改革課長	<p>新型コロナへの対応については、大規模災害の対応と併せ次期行革プランの骨子に記載しており、第1から第3の全ての柱に新型コロナへの対応を位置付けて取り組むこととしている。</p>
青柳委員	<p>運転免許を自主返納する高齢者に対するサポート事業に係る現状はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
地域安全対策 主幹	<p>12月1日から山形県運転免許証自主返納者等サポート事業を開始している。</p> <p>この事業は、運転免許証自主返納した高齢者が暮らしやすい環境を整えるため、交通事業者や小売店などの協力を得て、運転免許証の自主返納者への特典やサービスを提供するもので、9月から募集協賛店の募集を開始し、昨日現在で470か所の登録となった。</p> <p>各協賛店には県で交付したステッカーを店頭に掲示し、運転免許証自主返納者が運転経歴証明書等を提示することで、サービス等を受けることができる。</p>
青柳委員	<p>高齢者にとっては運転免許証の返納にはまだ抵抗があることから、高齢者への事業の周知が欠かせないと考えるが対応状況はどうか。</p>
地域安全対策 主幹	<p>これまで行った周知として、地域別や業種別などにまとめた協賛店一覧表を県ホームページに掲載したほか、各市町村や警察署等に約9,000部のチラシ及び協賛店一覧表を備え付け、必要な方に配布している。また、県老人クラブ連合会を通じ県内すべての老人クラブに約900部のチラシを配布し、高齢者等への周知に努めている。</p> <p>今後、新聞、FM・AMラジオでの県政広報等を予定している。</p>
青柳委員	<p>これまでに東京電力ホールディングス株式会社に対して行った損害賠償請求の状況はどうか。</p>
復興避難者支 援室長	<p>平成22年度及び23年度分の第1次請求から、平成30年度分の第8次請求まで8回請求を行い、その請求額合計は約16億5,800万円である。</p> <p>また、第1次請求から28年度分の第6次請求までについての一部合意分に第1次請求の和解分を合わせ、約8億2,400万円を賠償金として受領している。</p>
青柳委員	<p>申し立ての内容はどのようになっているのか。</p>
復興避難者支 援室長	<p>大きく五つの項目で構成され、①人件費、②測定関連経費、③風評被害対策関連経費、④避難者支援関連経費及び⑤その他損害となっている。</p> <p>各項目の主なものとして、①人件費については、放射線対策、農業、観光業の風評被害対策等に従事した職員の時間外手当等である。②測定関連経費については、空間放射線量のモニタリング経費や農畜産物の放射性物質検査等の経費である。③風評被害対策関連経費については、県産農林水産物や観光業の風評被害対策のために実施した、安全安心のPRキャンペーンやイベント等の経費である。④避難者支援関連経費については、避難児童に係る保育所運営費負担金等である。最後、⑤その他の損害については、緊急検査員が糞確保対策の縄の収集、梱包、機械の整備や、面積拡大奨励金等の経費となる。</p>
高橋(啓)委員	<p>地域公共交通活性化再生法が制定された背景は何か。</p>
総合交通政策 課長	<p>これまで鉄道事業やバス事業等といった事業毎に縦割り行政であったこと、また、交通事業者は国（運輸局）との関係が全てで、地方自治体が関与していなかったことが問題としてあった。昨今の厳しい地域公共交通の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	<p>現状においては、地方自治体が主体的かつ、鉄道、バス等を横断的に俯瞰して施策を推進していく必要があるため、地域公共交通活性化再生法が制定され、改正を重ねて来ていると認識している。</p> <p>地域交通が抱える課題をどのように捉えているのか。また、この解決に向け、山形県地域公共交通計画はどのようなスケジュールで進んでいくのか。</p>
総合交通政策課長	<p>公共交通の一番の課題は、利用者が人口減少等で減ると、収入が減り、後にサービスが減り、それが利用者の減少に繋がる悪循環をどう断ち切るかであると考えます。</p> <p>効果的な解決策はないことから、まず、現状を関係者全員が共有し、個別の分野でできるところから連携をする、重複を解消する、若しくは可能な限り補助金を得ていくことが必要であると認識している。</p> <p>このため、まず、今年度末までに計画を策定し、データを集める仕組みを構築、共有していき、様々な活動の結果のフィードバックを繰り返すことにより、市町村や事業者の取組みが改善していくという流れができあがるものと認識している。</p>
高橋(啓)委員	<p>国の補助金について、本来であれば申請可能であったにもかかわらず制度が煩雑である等の理由で、申請されなかったという事例があったのか。</p>
総合交通政策課長	<p>国や事業者からのデータを基に、補助要綱や補助ルールを当てはめると、補助金の対象となる路線が幾つもあった。</p> <p>その原因として、補助金の制度が様々変更され、分かりにくいものになっていたことや、路線の赤字を全部市町村が補填したことによって、事業者が申請に気づけなかったこと等がある。</p>
高橋(啓)委員	<p>行政における印鑑・判子をなくしていく動きや電子決裁について、現状はどうか。</p>
行政改革課長	<p>国の動きとして、判子の廃止については今年中に自治体向けのガイドライン・マニュアルを示すとのことであり、当面の対応として、10月下旬から、押印を求めている書類手続き関係がどの程度あるかを調査し、現在その結果を精査している。</p> <p>また、県には総務事務及び財務事務の2システムに電子決済機能が実装されているが、総務事務システムでは、ほぼ100%が電子決裁で処理されている。一方で業者から受領する納入確認書類等があることから、一部押印決裁があるものの、財務事務システムでは、約90%が電子決裁で処理されており、その中でも旅費については、ほぼ100%が電子決裁で処理されている。</p>
高橋(啓)委員	<p>職員の削減が行革による成果として上げられるが、その弊害が林業や保育関係の職場に見られるだけでなく、市町村では県職員の応援がなければ事務ができないところも出てきている。職員の削減についてはもっと丁寧に進めるべきと考えるがどうか。</p>
人事課長	<p>知事部局においては、平成9年度以降、数次にわたる行革プランを実施</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>し、その中で簡素で効率的な組織体制を目指すため、独立行政法人化や指定管理者制度の導入により、令和2年度までの23年間で約1,200人（約24%）の職員を削減し、その結果、人件費が約93億円減少した。一方で職員1人当たりの時間外勤務は、平成9年度との比較で月平均4.6時間の増となった。</p> <p>次期行革プランについても、定員管理はスクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては、見直しにより生み出した人員をその必要性を厳選して配置していく。</p>